

県からのお知らせ

『清流の国ぎふ森林・環境税』の導入について

県では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年4月から導入します。

清流の国ぎふ森林・環境税は、県内の豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、新たに行う森林・環境施策の財源となります。

県内に住所のある方や、事務所・事業所などを有する法人のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

【税の使いみち(例)】

水源地域などの森林整備

里山林の整備、鳥獣害の防除

希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復

教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入、木質燃料ボイラーの導入

地域主体の環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施

【税のしくみ】

課税方式 県民税均等割に加算

納める方 県民税均等割を納めている方(個人・法人)

税率《個人》年額1千円(低所得者の方は非課税となります)

《法人》年額2千円～8万円

課税期間 5年間



【お問い合わせ先】

税の仕組みに関すること

県庁税務課 電話 058-272-1153 FAX 058-271-3711

E-mail c11110@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちに関すること(森林について)

県庁林政課 電話 058-272-8470 FAX 058-278-2702

E-mail c11511@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちに関すること(環境について)

県庁環境生活政策課 電話 058-272-8202 FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/kanren-joho/zei/>

または

森林環境税 岐阜県



検索バーで「森林環境税 岐阜県」と入力し「検索」をクリックしてください。